

市立病院 医療公社が運営

銚子市の関与を強化へ

銚子市は20日、銚子市立病院の2015年度以降の経営形態について、医療公社を設立し、公社が指定管理者として運営することを決め、越川信一市長が市議会議員協議会で報告した。

市の病院への関与を強化するため、公社の理事長には市長が就任する。

現在、同病院を運営している医療法人財団の指定管理期間は14年度で終わる。市は15年1月をめどに一般財団法人の銚子市医療公社(仮称)を設立する。公社の理事会出席メンバーに市幹部を含めるほか、経営力ある人材を登用する方針で、指定管理期間は15年4月から10年間。

現在の病床数は128床、医師は常勤8人、非常勤27人で、職員計177人が勤務している。

規模は現状を維持し、約30人いる事務員は10人程度に減らす方針。常勤医師は現状確保を目指す。20日



記者会見した越川市長(中央)ら(銚子市役所で)

時点で15年度以降も勤める意思を示しているのは3人という。

病院運営に対する市の財政支援は「国からの交付金の範囲を基本としつつ、適切な財政支援額を公社と協議する」という。

越川市長は協議会で「常勤医師の確保ができなければ病院経営が破綻する。銚子出身の医師などに当たりたい」と述べた。また、この後の記者会見で「市の病院への関与を強化し、公益性と透明性、経営能力を高めたい」と述べた。